

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（7）公益的施設 緑化施設、ごみ収集場、自動車駐車場、自転車駐輪場、防犯灯、消防施設、福祉関連施設及び防災備蓄施設をいう。

（公益的施設の整備基準）

第23条 事業者は、事業区域内に居住する者等の利便の増進が図られるように公益的施設を整備するものとし、当該公益的施設については、それぞれ別表第4に定める基準に従って整備するものとする。

別表第4（第23条関係）

2 ごみ収集場の整備基準

（1）面積及び数

ア 集合住宅の建築を目的とする条例適用事業を施行する事業者は、0.2平方メートル（専有部分の床面積が35平方メートル未満の住戸に係る部分は、0.15平方メートル）に予定建築物等の住戸数を乗じて算出した有効面積以上のごみ収集場を1箇所以上、事業区域内に整備すること。

イ 住宅等の建築を目的とする条例適用事業を施行する事業者は、予定建築物等の住戸数に15分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）で、有効面積の合計が0.2平方メートルに予定建築物等の住戸数を乗じて算出した面積以上となるようにごみ収集場を事業区域内に整備すること。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、ごみ収集場の1箇所当たりの有効面積は、0.6平方メートル（幅1.0メートル、奥行0.6メートル）を最低限度とすること。

エ イ及びウの規定は、2戸以下の住宅等の建築を目的とする条例適用事業を施行しようとする場合で、事業区域の周辺にごみ収集場（道路上に設置されているものを除く。）があり、かつ、当該ごみ収集場を継続的に使用することについて当該ごみ収集場を管理するものの同意を得たときは、適用しない。

（2）配置

ごみ収集場は、ごみの収集作業及び搬出作業が効率的に行われるように配置すること。

（3）その他

ごみ収集場の整備に関する技術的細目については、市長が別に定める。